

(表1) 報告書公開率、タイトル、ページ数の経年変化：2004年—2011年

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)	N(%)
対象企業数	1376	1376	1376	1376	1376	1376	1376	1376
報告書公開企業	367(26.7)	448(32.6)	510(37.1)	523(38.0)	551(40.0)	558(40.6)	540(39.2)	577(33.8)
(報告書タイトル)								
環境報告書	264(71.9)	248(55.4)	184(36.1)	126(24.1)	118(21.4)	108(19.4)	74(13.7)	77(13.4)
環境社会報告書	67(18.3)	109(24.3)	150(29.4)	143(27.3)	142(25.8)	117(21.0)	124(23.0)	120(20.9)
CSR報告書	20(5.4)	62(13.8)	135(26.5)	180(34.4)	218(39.6)	247(44.3)	250(46.3)	264(45.9)
総ページ数平均	36.1	33.6	37.4	38.7	39.2	38.4	40.2	40.1
(各分野の平均ページ数)								
環境	22.8(63.1)	18.3(54.4)	17.9(47.8)	13.9(35.9)	13.0(33.1)	12.4(32.3)	12.7(31.5)	11.3(28.3)
社会	5.8(16.0)	5.4(16.0)	8.9(23.7)	7.2(18.7)	8.4(21.5)	6.9(17.9)	7.9(19.7)	6.8(17.1)
労働安全衛生	0.6(1.5)	0.7(2.0)	1.2(3.3)	1.1(3.0)	1.2(3.1)	1.4(3.6)	1.9(4.7)	1.5(3.6)

(表2) メンタルヘルス関連記述の経年変化：2004年—2009年

	2004		2005		2006		2007		2008		2009		2010		2011	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)	N	(%)
CSR報告書公開企業	367	(100.0)	448	(100.0)	510	(100.0)	523	(100.0)	551	(100.0)	558	(100.0)	540	(100.0)	577	(100.0)
メンタルヘルス対策の記述	116	(31.6)	167	(37.2)	244	(47.8)	292	(55.8)	314	(56.9)	287	(51.4)	264	(48.8)	290	50.3
ストレス調査	31	(8.4)	42	(9.3)	101	(19.8)	79	(15.1)	75	(13.6)	88	(15.7)	79	(14.6)	71	12.3
社内相談窓口	54	(14.7)	89	(19.8)	166	(32.5)	157	(30.0)	161	(29.2)	171	(30.6)	169	(31.3)	172	29.8
社外相談窓口	39	(10.6)	52	(11.6)	106	(20.7)	113	(21.6)	123	(22.3)	145	(25.9)	116	(21.4)	292	50.6
従業員教育	36	(9.8)	55	(12.2)	124	(24.3)	149	(28.4)	153	(27.7)	174	(31.1)	130	(24.0)	292	50.6
管理職教育	50	(13.6)	63	(14.0)	121	(23.7)	120	(22.9)	114	(20.6)	143	(25.6)	104	(19.2)	201	34.8

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）  
総合研究報告書

8. 安全衛生活動の費用対効果を算出する手法の開発とその公表ガイドの作成

～企業の社会的責任（CSR）活動における安全衛生の位置づけ研究～

研究分担者 丸山崇 産業医科大学医学部第1生理学教室 助教

研究代表者 永田智久 産業医科大学 産業生態科学研究所 助教

近年、多くの企業において企業の社会的責任（CSR）活動が行われている。また、社会的責任を果たしている企業に対して投資を行う社会的責任投資（SRI）という考え方も広まってきている。労働安全衛生活動は社員に対する社会的責任活動として位置づけられ、毎年公開される報告書にも様々な活動が報告されている。①実際の活動と報告内容に乖離は無いのか、②社会的責任投資という考え方は投資家に受け入れられるのか、③CSR活動に対する格付けはどのように行われているのか、④CSR活動の評価（格付け）を行う上で労働安全衛生の位置づけはどのようになっているかを明らかにするため、証券会社や資産運用会社、格付けを行っている機関等にインタビューを行った。

活動報告に関しては、企業内で分担しながら活動実態を反映させるような編集の取り組みが行われていた。企業から公開されたCSR活動報告や独自調査により社会的責任投資の格付けが行われていた。格付けのプロセスで、企業の持つリスク要因に応じて適切に対策が行われているかどうかを評価していることや、サプライ・チェーンに対する労働基準もクライテリアに入っていることから、安全衛生活動も評価の一要素となっていたが、具体的な個別活動までの評価はされていなかった。社会的責任投資は、日本において機関投資家を中心に関心が高まってきており、CSR活動を推進する誘因になると考えられた。

各企業がCSR活動をより推進するためには、活動の企業間比較が可能になることが重要と考えられる。今後、比較可能な評価指標や報告内容の基準を提示することにより、企業のCSR活動を促進すること可能性があると考えられる。安全衛生活動に関しても、企業間の比較が出来る評価指標および評価プロセスの確立を行うことが、企業経営における安全衛生活動の位置づけを確立する促進要因になると考えられた。

研究協力者

宝瑠帆布（FTSE Japan）

亀井健太郎（FTSE Japan）

岸上有沙（FTSE）

和出憲一郎（株式会社ジェネラルソリューションズ 代表取締役社長 兼 CEO）

柴田喜幸（産業医科大学産業医実務研修センター）

野村ホールディングス株式会社

野村證券株式会社

野村アセットマネジメント株式会社

## A. 研究目的

近年多くの企業で、企業の社会的責任(CSR)活動が行われているが、労働安全衛生活動も従業員に対する、社会的責任活動の一つであり、CSR活動の一環として捉えられる。CSR活動においては、その活動状況をCSR関連報告書としてホームページ(HP)や冊子などで公開している企業が多く、報告書の記述内容を元に活動の評価が可能となっている。また、このようなCSR活動に対し、外部から評価を行い、CSR活動の優良企業の格付けを行い、CSRの取り組みが進んだ企業に対し投資を行っていく社会的責任投資(SRI)という考え方も出てきている。このような考え方や活動が広まることにより、CSR活動の促進につながると考えられるとともに、その一部である労働安全衛生活動の活性化にもつながると考えられた。

このような活動が行われる中で、我々の疑問として、①実際の活動と報告内容に乖離は無いのか、②社会的責任投資という考え方は投資家に受け入れられるのか、③CSR活動に対する格付けはどのように行われているのか、④CSR活動の評価(格付け)を行う上で労働安全衛生の位置づけはどのようになっているか、が挙げられた。

これらの実態を調査するため、証券会社や格付け会社等の関係者に対してインタビュー調査を行った。また、関連する情報を収集する目的で、IR(Investor relation)活動を支援する企業に対してインタビュー調査を行った。

## B. 研究方法

調査方法としては、研究班員3名が対象企業

(証券会社や格付けを行っている機関)の関係者に対し、聞き取り調査を実施した。

(IR活動を支援する企業に対しては研究代表者1名が聞き取り調査を行った。)

1回の聞き取り時間は約1時間で事前に質問要点を送付し、聞き取り調査時に回答を依頼した。調査期間は2011年7月～11月に実施した。

①証券会社、資産運用会社への聞き取り  
野村ホールディングス株式会社、野村證券株式会社、野村アセットマネジメント株式会社に対し、訪問調査を行った。まず、CSR担当部門の室長に対し、CSR報告書の作成プロセスについて、CSRにおける安全衛生の位置づけや産業保健スタッフの関わりについて、CSR活動の社会的意義や評価法についてインタビューした。次に、投資商品の企画部門担当者に対し、SRIに関する投資商品の概要やSRIの今後の見通し、投資家の反応等についてインタビュー調査を行った。

②SRI格付け会社への聞き取り  
英国に本社を置く、各種指数の管理・算出、ならびにESGの格付けを行っているFTSEの日本代表および英国のESG(Environmental, Social and Governance)担当者に対しインタビューを行った。CSR活動の評価及び格付けのプロセスについて、安全衛生活動の取り扱いについて等をインタビュー調査した。

③IR活動を支援する企業への聞き取り  
日本において、IR活動支援に中心的な役割を果たしてきた企業の代表取締役社長に対して、企業がCSR活動を報告書で公表することの意義についてインタビュー調査を行った。

(倫理面への配慮)

研究目的、計画、倫理的配慮について文書を交付して説明を行い、研究協力の同意を口頭で得た。また本研究は、産業医科大学倫理委員会の承認を得た。

### C. 研究結果

#### ①証券会社、資産運用会社への聞き取り

(CSRレポート作成プロセスについて)

レポートの作成は、コーポレート・シティズンシップ推進室が各担当部署にヒアリングを実施して作成。たたき台を作り、各部署が加筆修正している。社員の健康と安全への配慮に関しては、人事厚生部を中心に、人事部門等の部署が担当している。評価機関からのアンケートなどを基に、開示が必要な情報に関しては、推進室から開示を提案する。数字のみが開示されることにより誤解を生じさせうる指標の情報については、各担当部署と協議の上、開示範囲を決め、最終的にレポートを作成する。

(安全衛生の位置づけ)

社員の健康と安全への配慮に関しては、人事厚生部を中心に、人事部門等の部署が担当している。野村グループには、経営レベルでCSRに係る意思決定を行う機関としてCSR委員会があるが、産業医等の産業保健スタッフの関わりは今まではない。

(CSR委員会：取締役会の下にある重要な会議、委員長はグループCOO。委員会のメンバーは本年から6名。人事関係を含むコーポレート、営業等各部門から1名(執行役員レベル)ずつ出ている。)

従業員は、野村グループの世界各地の拠点で事業活動を担い付加価値を創造しているステークホルダーであり、野村グループは、

多様な社員が能力を最大限に発揮できる環境づくりと人材育成および適正な報酬を通じて、社員に価値を提供している。従業員が意欲を持って各自のミッションを果たせるよう、健康管理も重要なものと考えられている。今まで、CSR活動の議論の中で、健康管理について、長時間労働、ワークライフバランス等が挙げられた。人事厚生部では、定期的に産業医による職場巡視や管理者との面談を実施し、長時間勤務者が多い部署に対しては、状況改善に向けた取り組みを行い、長時間勤務者に対しては特に健診の受診を勧めている。また、メンタルヘルスケアの対応としては、精神神経科の専門医による診察のほか、専任のカウンセラーによる「カウンセリングルーム」の設置など、メンタル疾患を未然に防ぐ取り組みも実践している。さらに、社内のサテライト放送では「健康ワンポイント」と題して、健康に関する身近な話題を放映し、そこで取り上げた話題を各支店の衛生委員会で話し合うなど、社員の健康意識を高める工夫をしている。

(CSR活動の社会的意義や評価法について)

まず、CSRに関する活動に取り組む際に、取り組むことに社会的意義があるか、それは野村グループが今、取り組むことで価値を生めるのかを考える。また、野村グループには、本業を通じた社会貢献、顧客第一主義という考え方がある。お客様が本当に必要としていることに応じて事業を行うことは、それ自体が社会のためになり、会社、お客様、社会のすべてにとってプラスになるはずという考え方に基づいて取り組んでいる。



C S R活動の外部評価に関しては、確立された測定指標がなく、様々な評価軸で様々な評価がなされており、各社とも苦労している。研究者がスタンダードを決めてもらえるとうれしい。

評価機関からのアンケートは、細かくなく、答えやすい（質問の定義がわかりやすい、情報提供が簡潔）ことが重要である。現在、当社の評価方法として考えているものには、C S R活動への参加率、活動が社会に与えた影響、プログラムを享受した子供の数等がある。しかし、金融経済教育をおこなっているが、評価として受講人数のみで評価するのは、ただ集めるだけになって意味がない。サンプリング調査を行ってみてはどうか、受講者の5年後、どのように育ったか、関心が高まっているか、などをヒアリング調査するなどのアイデアがあがった。

環境についてはCO2削減率というわかりやすい評価指標がある。

評価指標になりうる要件は、比較可能性、細かくなりすぎない、定義がわかりやすいが挙げられた。

ISO26000が発行されたことは意識している。ただ、その規格通りではなく、多岐にわたる項目の中で、当社にとって重要と思われるところ、価値があるところを選んでいく。同業他社の活動はあまり意識していない。重視することは企業によって様々、C S Rの考え方や創業の精神も違うので、重視するところは違って当たり前で、真似はしていない。

（社会的責任投資に関して）

世界全体のESG（C S R）投資の運用資産額はおよそ10兆ドルと推計され、うち大部分が機関投資家（年金等）による投資と見ら

れる。なお、責任投資原則（PRI）に署名している機関の運用資産の合計は25兆ドルくらいあると見られる。

投資をすることで、彼ら（機関投資家）にとってのC S Rとなっているのも理由の一つとなっている。機関投資家からはガバナンスがしっかりしている銘柄のファンドに投資したいという要望もある。彼らにとっての説明責任が果たせるファンドとして、S R Iというものを捉えている側面もある。ESGで選んだ企業の株価は、他よりよいリターンとなっているというデータもある。開示ができていない企業は、様々な情報を開示しており、社会的に信頼を得ようとしていることが伺える。一方、ホームページがない、報告書を出していない、説明する窓口がない、などの企業の中には、収益性が良くない企業もある。

投資家として、投資を行う対象として、C S Rをしっかりやっていることは当然、条件に入ってくる。情報の開示をしっかりやっているからである。一方で、個人の投資家では、ギャンブル、タバコ等、道徳的でないものに投資したくないというニーズはある。

（健康管理の位置づけ）

健康管理活動は、人権労働クライテリアに入っており、評価項目リストに入っているが、活動内容が評価結果に反映されるところまでは重要視されていないのが現状だと思う。ただし、今後は従業員や事業を行っている周辺環境に関する健康リスクが高い企業では、適切な活動が行われているかを問われる可能性がある。例えば、ウラン鉱山の開発をしている会社では、健康、人権に対するリスクが高い。従業員の健康管

理がされていないと、点数が高くない。ウラン鉱山であれば、「しっかり従業員の健康管理をやってますか？」と聞いてみれば、やっていない場合は、やるようになる、情報が開示されるようになる、という流れはありうる。従業員の健康を害してしまうような企業では健康管理を充実させることが大切で、その活動を評価していくアプローチはありうる。企業のリスクの程度を把握し、やるべき活動をするのが求められている。

(日本での現況)

2004年からSRIに関する投資商品を販売している。残高が20億円程度で、まだ大きくない。個人投資家のSRIに対する関心は、まだ低い。そもそも、日本の投資家は、株式に対して抵抗がある。まだ日本の投資信託は債券で運用するのが大半であり、アメリカでは大半が株式である。すべてがアメリカのようになるとは限らないが、もう少し株式が注目されてもよいのではないか。SRIインデックスの対象銘柄は原則として年2回、銘柄が入れ替わる。(2010年9月に13銘柄採用、8銘柄を指数から削除)投資家の立場からは、株価向上の努力をする企業を評価している。健康管理を、従業員が意欲を持って各自のミッションを果たせるようにというだけでなく、全体のリスク評価の中での重要性を考慮し、年金などの投資家からの評価につながるとIRとして考えて戦略が立てられれば、健康管理に限らず、CSR活動を投資家へのアピールとできると思う。CSRに関するレーティングが何点で、それをあげるために何をやるべきかを真剣に考えることができる企業では、健康管理も投資家へのアピールのファクター

として考えるのではないか。

## ②SRI格付け会社への聞き取り

ロンドン証券取引所が出資する独立会社で各種指数を算出・管理するFTSE社は、10年前から環境や社会に配慮した企業を選定する指数作りにも関わっている。その代表的な指数としてのFTSE4Good指数シリーズは2000年に設置された外部委員会 (FTSE4Good政策委員会) の元、2001年に立ち上げられ、E(Environmental)に関する基準を始め、ESG(Environmental, Social, Governance)へと企業の評価軸を強化している。調査は外部の専門機関に委託しており、ウェブサイト、年間及びCSR報告書、アンケート調査(年1回)により行われている。指数を算出する情報が取得できない場合・調査に回答がない場合は、取り組みが良いか悪いか判断できないが、開示内容が乏しいため評価が低くなる。

指数シリーズの作成プロセスについては、流動性・時価総額等の財務データに基づき計算された既存のFTSE指数(大・中規模の2,400社程度の公開企業)を母集団とする。第一スクリーニングとして、除外産業があるが(武器製造、タバコ、原子力)、こちらはESG組入れ基準に徐々に変えてきている。ESG評価によって選定された企業は、時価総額により指数内でのウェイトが決定している。

企業ごとにリスクが違うため、リスク分類(高/中/低)を行っただけで評価する。調査は専門の外部機関に委託している。低リスクの要素より高リスクの要素の方が詳細な報告を求められる。リスク分類は、人権クライテリアであれば国、セクター毎に違う、環境クライテリアであれば地域毎に違

う等、国、地域、業務等の様々な要素で分類される。ガス、石油、炭鉱等は高リスクとなりやすい。

2011年に10周年を迎えたFTSE4Goodは、組み入れ企業を選定するFTSE4Good Index から、母集団に入っている全ての企業の評価結果をレーティングで表す(0~100) ESG Ratingへとサービスが広がられている。

(安全衛生の位置づけについて)

健康/安全(health and safety)はサプライ・チェーン労働基準クライテリアに入っている。取引する場合に相手先企業が健康・安全管理を確認しているかどうか、を評価する。自企業の従業員に対する健康・安全の取り組みについては、現時点では指数に反映されていない。サプライ・チェーン労働基準クライテリアの中で、現時点で日本企業で基準を満たしているのはイオンである。

### ③ IR活動を支援する企業への聞き取り

(企業がCSR活動を報告書で公表することの意義)

・ネット社会となり、これだけ情報化社会となったため、CSRも含めて情報を開示していないこと自体がリスクとなっている。CSR報告書を出しているのは、ある意味で必須条件。CSR報告書を出していないと、投資家(特に機関投資家)は安心できないため、企業が危機に陥るリスクが高くなる。しかし、これは大企業に限った話であり、中小企業ではそのような状況にない。二極化しているのが現状である。

・CSR報告書は、企業にとっては宣伝にもなっている。こんな活動もやっていますよ、と公言することにより、企業イメージ

があがる。その意味で、従業員のことに言及する企業は多い。しかし、実際の活動を正確に反映しているかどうか、疑問が残る企業もある。

・IRに必要なのは、data、information、presentationである。しかし、CSR報告書にはdataがほとんどない。そのため、企業間で比較することができない。財務諸表が比較可能であることとの相違点がここである。財務諸表には、統一の基準(ものさし)がある。CSR報告書にも、そのような基準(ものさし)が必要なのではないか。定量的なもの、定性的なものがありうる。定性的なものでは、こんな活動もしています、という表現もありうる。

・極論すれば、B to Cマーケティングでは、CSRは広告。B to Bマーケティングでは、CSRは調達条件にもなる。入札条件に、CSR報告書を発行していること、と記載されている場合がある。

・今後、CSR報告書には、その企業でどういったリスクがあるかを記載することが必要。また、社会としては、どのようなことを記述すべきかガイドラインが必要である。

### D. 考察

(CSR活動の企業内での位置づけ)

調査対象企業においてCSR活動を行う社会的意義に関しては、経営層含め十分理解がされているようであった。持続可能性を果たすことや、社会に貢献することが自事業の発展につながるという考えのもと、活動が行われていた。CSR推進体制としては、推進室に役員なども含まれ経営層直轄の位置づけであることが分かった。CSR活動の中に位置づけられた活動であれば、

社内でもかなりの強い推進力が働くと考えられた。

#### （CSR報告書の作成プロセス）

CSR報告書の作成プロセスとしては、推進室が指導や最終的な編集をしているものの、基本的には各担当部署が分筆して作成されており、情報公開に関しては各部署が独自に判断して、掲載内容を決めているようであった。統一的な評価指標が存在すれば、それに従い情報公開が行われるものと考えられるが、一方で独自性も意識されており、報告書に掲載する評価指標に関しては議論される必要がある。CSR報告書の編集者からの意見として、評価指標になりうる要件は①比較可能性②細かくなりすぎない③定義がわかりやすいが挙げられたことは、非常に有用な意見であると考えられた。

#### （社会的責任投資）

社会的責任投資（SRI）に関しては、機関投資家中心に関心が高まってきていることが推察されたが、日本ではまだ意識が低いことも分かった。ガバナンスの良好な企業に投資することは、投資家のCSRでもあることから、今後、投資家にCSRの考え方がどのくらい広まるかがSRIの発展のポイントと考えられる。また、企業にとっては、SRIランキングが株価等に影響を及ぼす状況になれば、当然CSR活動を推進する原動力になると考えられる。この時のポイントとしては、どのような活動を行い、どのような社会的責任を果たせば、ランキング上昇につながるのかが明確になることである。そのためには、評価指標や情報公開の基準も必要になってくると考えられる。

#### （社会的責任投資の格付け）

ESG格付けを行う会社へのインタビューにより、評価プロセスを明らかにした。まず、武器輸出関連やタバコ関連の企業を対象から外し、その後対象企業をリスク分類（低/中/高）する。この時、炭鉱等はリスクが高くなる。そして、HPやアンケート等でリスク軽減の活動を調査し、適切なリスク低減が行われていれば評価が高くなるという仕組みである。健康に関するリスクが高いとされる企業においては、リスクを軽減する活動において、産業保健職の役割は非常に重要と考えられる。

現在では、自社の従業員に対する健康管理は評価に入っていない。しかし、サプライチェーンマネジメントの一環として、取引企業に安全衛生対策を求めることも可能であるので、親会社や取引先企業からの指導により安全衛生のレベルを向上させることに繋がる可能性も示唆された。

#### E. 結論

以上より、社会的責任（CSR）活動は企業の持続可能性を高めるとともに、経営にも密接に関わる活動であることが明確になった。各企業がCSR活動をより推進するためには公開基準を明確にし、企業間での比較が可能になることが重要と考えられた。安全衛生活動に関しても、企業間の比較が出来る評価指標および評価プロセスの確立を行うことが、企業経営における安全衛生活動の位置づけを確立する促進要因になると考えられた。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし	なし
2. 学会発表	2. 実用新案登録
なし	なし
H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)	3. その他
1. 特許取得	なし

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）  
総合研究報告書

安全衛生活動の費用対効果を算出する手法の開発とその公表ガイドの作成

9. CSR関連報告書における労働安全衛生の報告のための資料集の作成

研究代表者 永田智久 産業医科大学 産業生態科学研究所（産業保健経営学研究室）

研究要旨：

企業の社会的責任（CSR）活動において企業は利害関係者（ステークホルダー）に対して責任ある行動をとるため、企業活動として体制整備や社内活動を推進している。企業は様々なステークホルダーを持ち、その一つが従業員である。労働安全衛生は従業員に対する、CSR活動の一つであると考えられており、このような活動を毎年HPや冊子等で公表している企業も多い。各企業が公開しているCSR関連報告書（環境報告書、社会環境報告書、CSR報告書等）における労働安全衛生関連の記述に関して調査することでCSR活動における労働安全衛生の位置づけが明確になると考えられ、企業活動として行われるCSR活動の中での労働安全衛生の位置づけが明確になれば、労働安全衛生活動を行う意義や役割が理解され、今後の労働安全衛生の活性化にも繋がるものと考えられる。そこで、我々は2004年度から2012年度まで、東証一部上場企業が公開したCSR関連報告書における産業保健活動に関する記述内容を検討し、経年的な動向を調査した。その結果を、「CSR関連報告書における労働安全衛生の報告のための資料集」として、取りまとめた。本資料をもとに、労働安全衛生について、どのようにCSR関連報告書のなかで報告すべきかの議論を重ね、ガイドラインとしてまとめることが有用と考える。

研究協力者：

丸山 崇 （産業医科大学医学部第1生理学教室）

森 晃爾 （産業医科大学産業医実務研修センター）

## A. 研究目的

企業の社会的責任（CSR）活動において企業は利害関係者（ステークホルダー）に対して責任ある行動をとるため、企業活動として体制整備や社内活動を推進している。これは欧米から広まった活動であるが、日本においても徐々にCSR活動を行う企業が増加していると考えられる。企業は顧客、株主、地域住民、地球環境等の様々なステークホルダーを持ち、その一つが従業員である。従業員に対する社会的責任としては、従業員教育や賃金、基本的人権の尊重などが考えられるが、労働安全衛生も社会的責任活動の一つであると考えられている。このような活動は活動するにとどまらず、各企業は説明責任も持っており、毎年その活動をHPや冊子等で公表している。各企業が公開しているCSR関連報告書（環境報告書、社会環境報告書、CSR報告書等）における労働安全衛生関連の記述に関して、調査することでCSR活動における労働安全衛生の位置づけが明確になると考えられ、企業活動として行われるCSR活動の中での労働安全衛生の位置づけが明確になれば、労働安全衛生活動を行う意義や役割が理解され、今後の労働安全衛生の活性化にも繋がるものと考えられる。そこで、我々は2004年度から2012年度まで、東証一部上場企業が公開したCSR関連報告書（以下、報告書）における産業保健活動に関する記述内容を検討し、経年的な動向を明らかにしてきた。これまでに観察された1）報告書の公表企業数（公表率）の増加、2）「CSR報告書」の名称を使用する企業の増加、3）労働安全衛生関連ページの数の増加、という傾向を確認した。

今後、企業がCSR関連報告書のなかで積極的に労働安全衛生活動を記載するためには、どのようなことを記載すべきかを記したガイドラインを作成することが有用と考えられる。そこで、ガイドラインを作成するために必要な情報をあつめた資料集を作成することを目的とした。

## B. 研究方法

2004年度から2012年度まで各年度の東洋経済新報社会社四季報秋号に基づき、東証一部上場企業を特定し調査対象とした。企業のホームページ上に公開されているPDFファイル形式で公表されている報告書の記述内容を確認し、集計および解析を行った。その情報を

（倫理面への配慮）

CSR関連報告書は各企業がHPや冊子にて一般公開しているもので、内容を調査することは倫理的に問題無いと考えられる。CSR活動に対しては、各ステークホルダーや第三者からの意見も重要と考えられるため、むしろこのような調査を行うこと自体、社会的に意義のある活動であると考えられる。

## C. 研究結果

CSRにおける労働安全衛生の報告のための資料集を参照。

## D. 考察

我々は、2004年度から2012年度まで、東証一部上場企業が発行する、すべてのCSR関連報告書を確認し、特に労働安全衛生に関する記載内容を調査した。年々、労働安全衛生に関する記載内容は増えていたもの

の、平均で全体の1ページ強と、少ない紙面で記載している企業が多かった。内容も、企業によって様々であり、その時々話題に応じて記載していると考えられた。

一方、社外の立場にたって、その企業の労働安全衛生活動を知りたいと考えたとき、

- ・どの範囲の対象者（労働者）に対して、どのような体制で労働安全衛生活動を行っているか

- ・どのようなことが労働安全衛生上の課題となっているのか（化学物質管理やメンタルヘルスに関すること）

- ・その課題の現状を知るためのデータ（例；メンタルヘルスによる疾病休業者数・日数等）

- ・課題に対して、どのような目標・計画で活動を行っているのか

などについての情報が必要である。

このように、社内で報告をする者、社外でその報告をされる者、両者にとって、どのような報告内容がよいのか、検討することは有意義である。

本研究では、CSR関連報告書のなかで、労働安全衛生を報告するための議論の土台として、各種ガイドラインや本研究の知見をまとめた「資料集」を作成した。これを

叩き台として、報告内容についての議論を深め、ガイドラインを作成したいと考えている。

## E. 結論

CSRにおける労働安全衛生の報告のための資料集を作成した。本資料集をもとに、CSR関連報告書に、労働安全衛生に関して、どのような情報を公開すべきか、議論を行い、ガイドラインを作成することが有用である。


## G. 研究発表

### 2. 学会発表

#### ①Occupational Safety and Health

Aspects of CSR -Nine-year longitudinal research on Japanese companies listed on the TSE-1-, Tomohisa Nagata, Mika Hiraoka, Mai Norimune, Kousuke Sakai Seitarou Ikemizu, Taichi Shimizu, Daisuke Miyabe, Hirosuke Takahashi, Koji Mori: the 2014 American Occupational Health Conference (AOHC), U.S.A. April 2014





# ※ CSRにおける 労働安全衛生の報告のための 資料集 Ver 1.0 2014.3.1

労働安全衛生を継続的に改善し、その内容を報告することにより、  
CSRの取組みを推進します

※CSR=企業の社会的責任



## はじめに

私たちが CSR 関連報告書に記載されている労働安全衛生対策の記載状況の調査を始めた 2004 年には、主に環境側面にその主眼が置かれており、社会的側面、特に内部の構成員である従業員に対する配慮に関する記述は一部の企業に限られました。その後、環境報告書から CSR 報告書や環境・社会報告書などといったように、CSR 関連報告書の名称も変化し、CSR 活動として行われる範囲が多く企業で拡大していきました。また、社会的側面の中で従業員への配慮が盛り込まれ、その一部として労働安全衛生対策が位置づけられる状況が定着しました。

労働安全衛生対策、すなわち従業員の生命と健康を守るための取組の成果は、単に法令の遵守だけでは達成できません。それぞれの企業の明確な方針に基づき、事業活動の一部として捉えた自主的な活動の推進が不可欠になってきています。その意味で、労働安全衛生対策を CSR 活動として推進し、その成果を公表することは、対策の推進の動機にもなりますし、また企業に対する社会の認識の向上にも貢献するはずです。

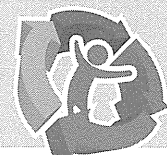
しかしこれまで、我が国の労働安全衛生対策の現状に合った資料が存在していなかったため、CSR 関連報告書に記載されている内容は、一般的な活動項目の羅列であったり、具体的な活動が記載されていてもその成果がまったく示されていなかったりするものがほとんどでした。そこで私たちは、各社における労働安全衛生対策の取組みの努力が適切に社会に示されるよう、「CSR 活動における労働安全衛生対策に関する報告のための資料集」を作成することしました。多くの企業で本資料集を参考にして労働安全衛生対策を記載していただくことによって、自社の取組を他社と比較できるようになりますし、対策自体の推進のための指針としても活用いただけるのではないかと、期待しています。

産業医科大学 産業生態科学研究所 教授（産業保健経営学研究室）  
産業医実務研修センター長

森 晃爾

## 目次

はじめに .....	p.1
目次 .....	p.3
1. CSRについて .....	p.4
(1) CSRとは	
(2) CSR関連報告書	
2. 資料集作成について .....	p.6
(1) 資料集の目的と内容	
(2) 資料集の対象	
(3) 何のためにCSR関連報告書を作成するか	
3. 労働安全衛生 .....	p.8
(1) 企業は何のために労働安全衛生に取り組むか	
(2) CSRにおける労働安全衛生	
4. GRIガイドライン .....	p.10
5. CSR関連報告書に記載する労働安全衛生活動の内容 .....	p.12
(1) 方針、目標・計画 (Plan)	
(2) 活動内容 (Do)	
(3) 評価 (Check)・改善 (Act)	
(4) PDCAサイクル	
6. 労働安全衛生会計の可能性 .....	p.17
(1) 環境会計、CSR会計	
(2) 労働安全衛生会計、健康会計	
(3) 労働安全衛生活動コスト	
(4) 労働安全衛生活動の効果	
7. さいごに .....	p.21
参考文献	
謝辞	



## (1) CSRとは

CSRは、Corporate Social Responsibilityの略で、「企業の社会的責任」と呼ばれています。企業が社会の一員として、社会に対して果たすべき役割と責任、です。つまり、企業が社会の一員として、社会と企業の持続的発展を目指して、経営戦略の一部に位置づけ、さまざまなステークホルダー（利害関係者）との相互交流を深め、経済・環境・社会問題について、社会の信頼を得るために果たすべき自主的取組みです。ステークホルダーには、顧客・消費者、従業員、株主等が含まれています。

## (2) CSR 関連報告書

多くの企業は、自社のCSR活動を報告書としてまとめています。報告書の名称は、環境報告書、環境・社会報告書、CSR報告書、サステナビリティ・レポートなど、様々です。本資料集では、これらをまとめて「CSR関連報告書」と称します。最近では、財務情報と統合して報告する企業もあります。

産業医科大学では、2004年度から2012年度にかけて、東証一部上場企業が紙媒体、または、PDFファイル形式で発行したCSR関連報告書の内容について、記載内容と記載量を調査してきました。

表 1. 東証一部上場企業のCSR関連報告書の発行数およびタイトルの推移

発行年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
東証一部上場企業 報告書公開企業	1583	1661	1706	1723	1736	1734	1707	1702	1717
数	412	492	571	567	577	612	629	624	668
%	26.0%	29.6%	33.5%	32.9%	33.2%	35.3%	36.8%	36.7%	38.9%
報告書タイトル(N)									
環境報告書	288	257	207	136	122	132	101	90	87
環境社会報告書	80	129	161	149	144	132	133	132	137
CSR報告書	24	77	156	210	237	275	294	294	336
sustainability report	13	14	20	19	24	21	25	18	20
その他	7	15	27	53	50	53	76	90	88

産業医科大学産業医実務研修センターの研究チームによって、2004年から2012年まで、各年度の東洋経済新報社 会社四季報（秋号）に掲載されている東証一部上場企業のホームページをすべて検索し、掲載されているCSR関連報告書を閲覧・調査しました。

本資料集では、その研究結果（データ）をお示しいたします。



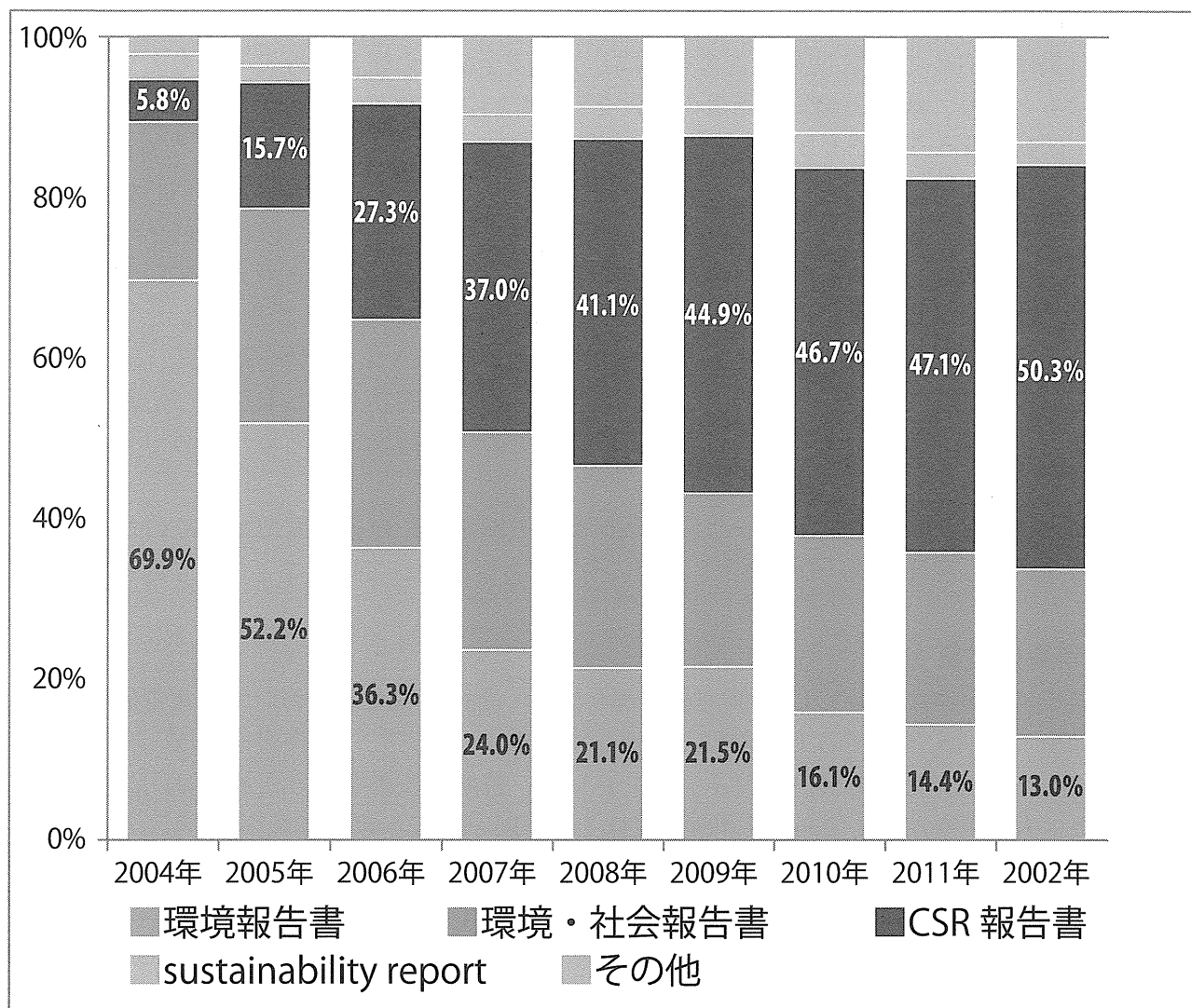


図1. CSR 関連報告書のタイトル名の推移

2004年当初は「環境報告書」の名称が使用され、記載内容も環境に関する活動に限定していましたが、徐々に「CSR 報告書」の名称が使用されるようになりました。記載内容も、環境に関することのみでなく、社会活動も含めて幅広くなっています。

近年では、紙媒体で CSR 関連報告書を発行する企業は減り、PDF ファイル形式やウェブページに直接、活動内容を掲載する企業が増えてきています。

## 2 資料集作成について



### (1) 資料集の目的と内容

この資料集は、初めて CSR 関連報告書を作成し労働安全衛生の報告を行おうと考えている事業者の方々はもとより、既に労働安全衛生の報告を行っている事業者の方々にも、効果的・効率的に安全衛生活動を行ううえでより充実した報告を行うための参考となるよう作成したものです。

本資料集は、特に継続的改善の考え方を重要視して作成しました。効果的・効率的な安全衛生活動とは、安全衛生活動の方針、目標を設定し、活動後に適切に評価して改善に結びつける、いわゆる PDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルを円滑にまわすことが重要と考えます。つまり、労働安全衛生活動を、マネジメントシステムの考え方に基づいて活動を行うことです。

本資料集は、CSR に関する各種ガイドライン、文献を参照しつつ、現状を踏まえ、望ましいと思われる方向及び内容を考え、まとめました。しかし、ここで取り上げた項目及び情報・指標は必要十分なものを限定列挙したのではなく、現時点での検討結果をまとめたものです。本資料集自体も継続的改善のために、今後改訂を重ねていく予定です。

本資料集の作成に関わったメンバーは、産業保健（労働衛生）の専門家です。そのため、安全衛生活動のなかでも産業保健（労働衛生）活動にやや重きが置かれていることをご了承ください。

### (2) 資料集の対象

この資料集は、日本において CSR 関連報告書を作成・発行する企業において、報告書のなかの労働安全衛生の箇所を執筆する方を対象と想定しています。ただし、報告書を作成・発行していない企業でも、自社の活動を管理（マネジメント）し、継続的改善を行うためには、記録を残しておくことは大変重要なことであり、本資料集はその一助となると考えます。

本資料集に記載しているデータの多くは、東証一部上場企業のデータを集計したものです。現在、日本において、資金及び人材が比較的抱負である事業者を中心に CSR 活動が行われています。将来的には、中小企業を含めたすべての企業が作成・公表していくことが望ましいと思います。

### (3) 何のために CSR 関連報告書を作成するか

CSR 関連報告書の読者は、ステークホルダー（利害関係者）です。顧客・消費者、従業員、地域社会、株主等の投資家などです。

企業の社会的責任では、単に CSR 活動を行うのみでなく、活動の内容をステークホルダーに説明する（説明責任を果たすこと；Accountability）も含まれています。そのため、CSR 関連報告書を発行・公表すること自体が、CSR 活動といえます。

CSR 関連報告書を発行・公表することで、企業にどのようなメリットがあるか、考えてみたいと思います。CSR 活動を行うことは、社会や環境に関わる事業機会を獲得し、事業リスクを回避するという意味で、企業価値を高めます。また、企業イメージや長期投資家の投資行動にもプラスの影響を与えるとされています。ただし、そのためには社外のステークホルダーに広く自社の CSR 活動を知ってもらう必要があります、その媒体の一つが CSR 関連報告書です。

社内においても、様々な活用場面があります。CSR 関連報告書は、自社の基本的な情報に加え、経営方針、企業活動とともに、環境活動、社会的活動等、幅広い情報が掲載されています。従業員に対して、企業活動の詳細と自社の社会的意義を教育する教科書として、格好の教材となりま



**PDCA**

す。そのため、従業員のモチベーションアップも期待できます。労働組合においては、自社の労働安全衛生活動を含めた CSR 活動を改善するための提案を行うための大切な情報源となります。

つまり、CSR 関連報告書は、社外では企業価値を高め、社内ではより良い活動へと改善するための道具となるのです。

# 3 労働安全衛生



PDCA

## (1) 企業は何のために労働安全衛生に取り組むか

企業が安全衛生活動に取り組む目的は様々です。

- ・法令順守

### 労働安全衛生法 第3条1項

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

### 労働契約法 第5条

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

- ・リスク管理  
(例) 過労死対策
  - ・人的資源管理 (人材 (人財) を怪我や病気から未然に防ぐ)
  - ・福利厚生 (特に健康管理では福利厚生が目的の1つです)
  - ・生産性向上
  - ・CSR
- などがあります。

## (2) CSR における労働安全衛生

企業が社会的責任を果たすべき対象であるステークホルダー (利害関係者) には、従業員も含まれています。そのため、従業員に対する安全と健康の取組みは、CSR 活動の一環と捉えられています。そのことは、各種ガイドラインにも定められています。

2010年11月1日に発行された、ISO26000:2010には、次のように記載されています。

### 6.4.6 労働慣行に関する課題 4: 労働における安全衛生

労働における安全衛生は、労働者の高次な身体的、精神的及び社会的福祉を促進し維持すること、並びに労働条件によって生じる健康被害を防止することに関係する。また、健康に悪影響を及ぼすリスクから労働者を保護すること、並びに職場環境を労働者の生理的及び精神的要求に適応されることにも関係する。

業務上の疾病、傷病及び死亡によって社会が負う経済的及び社会的負担は大きい。労働者にとって有害である偶発的及び慢性的な汚染、その他の職業災害は、コミュニティ及び環境に対しても重大な影響を及ぼすかもしれない。安全衛生の問題は、危険な設備、プロセス、慣行及び (化学的、物理的及び生物的) 物質から発生する。